

■市民の皆様からいただいた「市長への手紙」に対する回答の内容をまとめました。

○対象となった市長への手紙 : 1件 (ただし、匿名等で回答していない市長への手紙は除く。)
 うち回答済みの件数 : 1件
 うち回答作成中の件数 : 0件
 ○対象とならなかった市長への手紙 : 20件 (匿名、回答不要、市政に直接関係のない内容のもの。)

■回答したもの (受付年月 令和2年1月分)

対応状況凡例 : ○=手紙の内容に応じて対応済
 △=手紙の内容を検討中
 ×=手紙の内容に対応できない

| NO. | 種別 | 件名 | 要旨 | 対応 | | 所管課 |
|-----|----|-------------|---|---|----|------------------|
| | | | | 内容 | 状況 | |
| 1 | 手紙 | 国民年金の分納について | <p>先日、分納のお願いに国保年金課に相談に行きました。分納のお願いにうかがったところ担当のかたがきて理由を話すとお宅だけ特別扱いするわけにはいかない、分納の用紙を作るのは一枚七円かかりますと言われました。税金で作るのでしょうか？支払えるつきには期限をまもり支払っているのにたまたま分納のお願いに言ったらそのようなへんじしかもらえず分納はできないの一点張りでした、あきれます。</p> <p>これまでもピンチのときは分納のお願いにうかがいますが毎回、不愉快な思いをします。今回は、一枚七円かかるとの回答にあきれました。本当に困ってるおたくの方にも分納できない？一枚七円かかる？と言っているのでしょうか、何回も意見しているのに相変わらず対応の悪さが気になってなりません。分納でも納められないのですか？</p> | <p>窓口や電話対応につきましては、親切、丁寧な対応を心掛けるよう指導しているところでありますが、〇〇様に不愉快な思いを与えてしまったことにつきまして、深くお詫び申し上げます。</p> <p>お問い合わせのありました分割納付のお申し出の件につきましては、島田市税条例に照らし、徴収の猶予として分割納付をお受けすることが可能であるかの判断をさせていただいており、〇〇様のお申し出の内容につきましては、事業の廃止や休止、著しい損失等の猶予要件には該当しないため、お断りをさせていただいたところです。</p> <p>また、御存知のように健康保険制度は、突然私たちをおそう病気やけがに備え、加入者の方の所得等の負担能力に応じてお金を出し合い、医療費に充てようという助け合いを目的とした制度です。その保険税額は公平・公正に課税しており、被保険者の皆様が健康で安全な生活を送っていただくことができるよう応分の負担で納税をお願いしております。</p> <p>こうした点を御理解いただき、納税につきまして、御協力をくださいますよう、よろしく願い申し上げます。</p> | × | 国保年金課 36-7178 |